

第7回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成27年7月24日（金）午後1時30分から午後3時40分

開催場所：市役所本庁舎3階302号会議室（経営会議室）

出席者：15名（欠席者1名）

傍聴者：0名

報道関係者：0名

1 開会

2 議事

（1）条例素案に関するパブリックコメントの実施結果について（資料1の説明）

○委員

（3）その他の意見で公募委員の再任は避けるべきという意見があるがこれはこういった趣旨か。

●事務局

提出された意見には具体的な記述がなかったため詳細は不明だが、新たな人材を加えて審議会を運営すべきだという意見ではないかと思う。

○委員

審議会は委員を公募しても人が集まらない状況がある。ここで重要なことは委員の再任がダメということではなく、公募委員の採用枠の拡大や募集方法の工夫など、どうしたら市民に委員として審議会に参加してもらえるようになるかを検討し状況を改善することだと思う。

○委員

（1）条例に関する意見に用語の定義が必要というものがあるが、この条例に関する規則でそういったことを定めることになるのか。

●事務局

この条例では施行規則を定めることにはなっていない。ここでの意見は用語の解説が必要というものだが、パブリックコメントの実施にあたっては、条文の解説もつけていたところである。今後は、わかりやすいハンドブックの作成を行い、市民への条例の周知を図っていきたいと考えている。

○委員

市の例規に出てくるのは条文だけということになるのか。また、各校区のまちづくり協議会にはそれぞれの規約が存在するのか。

○委員

それぞれの校区まちづくり協議会では規約が設けられている。

○委員

規約の内容はそれぞれの校区まちづくり協議会で異なるのか。

●事務局

市で作成したコミュニティ基本指針に校区まちづくり協議会の構成や役割等について例示されている。また、市が規約の雛形を示し、これに沿った形で校区まちづくり協議会がそれぞれの特色を加味したうえで規約を定めている。

○委員

校区まちづくり協議会においては役員のなり手がなく、役員が固定化している。そうした状況の中で、一部の人の考えで協議会が運営されているのではないかと心配している。そうならないようにするために、市は指導を行うと考えてよいのか。

○委員

福岡市の協議会は設立されて10年になるが、今では規約はそれぞれの協議会で違ったものとなっている。これは、自主的な協議会の運営がなされることによって、その協議会に適した規約が必要になってくるからということだと思う。また、協議会は行政が関与する組織ではなく自主的な組織であるということを理解しておく必要がある。全ての自治会において役員の担い手が不足しているという状況にあるが、こうした課題を対処するために協議会を作っていこうということが前提としてある。○○委員の心配はわかるが、これから協議会の自助努力によって改善していったら、役員が固定化されない新たな組織を作る取組を進めるという方向で考えるべきだと思う。

また、この条例は市民が自主的にまちづくりを進めていこうというものであり、そういったことも含めて市民の役割が設けられている。

○委員

自分もそうあって欲しいと思うが、実際にそうなるのかという不安がある。

○委員

この条例では、地域コミュニティ組織や市民活動に対して行政が支援を行うとしており、市民と行政とが協力しあってこれからどのような施策を具体的に打ち出していくかがポイントとなる。

○会長

このパブリックコメントの意見に関しては、市外在住者の視点からすると、「地域コミュニティ」や「地域コミュニティ組織」、「校区まちづくり協議会」、「その他の地域コミュニティ組織」の関係が分かりにくいことだと思う。したがって、市外からの転入者の視点を意識して、関係が分かるように図解するなど工夫する必要があると思う。

(2) 審議会における条例案について (資料2の説明)

(質疑応答)

○委員

校区まちづくり協議会の設置に関するルールは別のところで定められているのか。

●事務局

校区まちづくり協議会は市が設置するものではなく、地域が自主的に設置するものである。市はH22年に地域コミュニティ基本指針の策定を行い、その指針に基づき地域において校区まちづくり協議会が設置されてきている。校区まちづくり協議会は市の組織ではないため、市の条例や規則で設置について定めるものではないということをご理解いただきたい。

○委員

他市においては、商店街の自治組織等、校区単位ではない自治組織が形成されているが、大牟田市では校区単位で形成を進めていると考えてよいか。

●事務局

現在、設置されている16校区では、校区単位で校区まちづくり協議会が形成されている。ただ、小学校の再編に当たって、それぞれの校区に現在あるまちづくり協議会をどうするのかということはあると思う。この点について市としては、一つの小学校単位でまとまって活動を行い、コミュニティ作りを行ったほうがよいのではないかという考え方を整理したところではあるが、これは強制ということではなく、あくまでも地域の意志が尊重されるべきものと考えている。

○委員

他市においても同じような話しはあるが、ここでは最終的に一つの校区に一つの校区まちづくり協議会を形成するという方針があるという程度の理解でよいと思う。また、商店街の自治組織と校区単位の協議会の相違はそこに地域の代表性があるかどうかということだと思う。町内公民館の地域の代表者が協議会に参加することによって校区が組織的にまとめられるとともに、行政も地域が代表性を持つことによって協議会を支援することが可能となる。

○委員

校区単位でコミュニティが形成されることに不安をもつ地域住民もいるのではないかと思い質問させてもらった。

○委員

町内会や地域活動の衰退にみられるように、福岡市においても協議会が設立されて10年になるが、協議会を理解している市民は半分程度しかいないと思う。自治会によっては協議会に参加したくないという消極的な考えもあるので、それを払拭するためにもこれからの取組を進めるという方向で考えたほうがよいと思う。

ただ、一つ問題に思うのは、第13条の地域コミュニティ組織の役割にお

いて、1項に校区まちづくり協議会の役割が先に書いてあって、その後に校区まちづくり協議会とその他の地域コミュニティ組織の役割が書いてあるところがわかり難いのではないかということがある。質問だが、校区まちづくり協議会の構成員は全ての住民となるのか。

●事務局

校区まちづくり協議会の構成員は全ての住民としているが、現状、全ての住民が隣組等の組織単位で校区まちづくり協議会に加入しているわけではない。そういった小さなコミュニティ組織は校区まちづくり協議会に加入していない場合もあるが、校区まちづくり協議会の事業としては校区内全ての住民を対象に事業を行うことになっている。

○委員

町内公民館の加入率が約3割という状況でどの組織にも加入していない人がかなりいるが、そういった人たちはどうなるのか。

●事務局

消防団などの加入者を含めるとダブルカウントとなるため校区まちづくり協議会の加入率にはそこはカウントされないが、町内公民館や自治会、隣組等は校区まちづくり協議会の加入率としてカウントされる。

○委員

それでも7割の人が加入していないということになるのか。

●事務局

加入率の高いところでも7割くらいだが、市としては、校区まちづくり協議会の支援を行っていくことによって、5割を目標に加入促進を進めていくことにしている。

○委員

加入率が下がっていった状況にあって、条例があっても現実にどのようにして加入率を上げていったらよいのかと思う。

○委員

自分はこの条例がないと加入率は上がっていかないと思う。大牟田市ではH22年にコミュニティ基本指針を策定し、その後の取組によって加入率を上げてきたという経緯がある。また、大牟田市で町内公民館の加入率が下がったのには何か原因があるはずで、それを改善するためにこの条例を作って取組を進めようとしていると捉えるべきだと思う。

●事務局

市としても、今、〇〇委員が指摘されたような基本的な考え方を持っている。そういう意味では、この条例の4条の1項に市民の役割を定めている。市としてこの条文を踏まえ、市民の皆さんに地域コミュニティ組織への加入を働きかけていきたいと考えており、そのためには市が行う支援策も条例に施行にあわせ充実させていく必要があると考えている。

○委員

大牟田も30年ほど前は、町内公民館の加入率は7割ほどあった。それが徐々に減少していき、それに対し地域も行政も危機感をもっていた。そうした中、まちづくり協議会を作って5年間取組を進めてきたところだが、少子高齢化の影響で加入率は伸び悩んでいる状況がある。

○委員

これからこういった施策を打っていくのが重要だが、例えば、市の役割に書かれている職員研修も重要な施策の一つだと考えられる、それをどういた形で実施していくのかチェックするのが附属機関の役割となってくると思う。今回この条例の制定とセットで附属機関の条例改正も行うことによって、施策を実施していく体制も整うことになると思う。

地域コミュニティの再生の取組は市民も行政もこれまで先送りにしてきたことだ。やらなくて済めばみんなやりたくないと思っている。しかし、このまま何もしなければ、いずれ自分たちにそのツケが返ってくると気づき始めた人たちが動き出したというのが現状だと思う。それを支援するときには気づいている人を後押しするしかないので、そのための作業を今、行っているということだと思う。市民にも様々な考えを持った人たちがいて、地域コミュニティの再生より先にすることがあるという人もたくさんいる。そういった意味ではこの条例は、地域コミュニティの再生に取り組むうえでの位置づけとなるものだと思う。

○委員

これまでの審議会で議論されてきたことを検証するような質問に多くの時間がとられて本題に入れていない。これまでの6回の審議を踏まえて条例案のとりまとめが行えるよう進行を整理してもらいたい。

○会長

それでは資料2について他に意見はないか。

○委員

18条の見直し案では「非営利」という言葉が削られているが、それによる影響は何かないのか。

●事務局

ここに関しては文書法制担当とも協議を行い、公益性のある社会貢献活動の中に「非営利」という意味合いも含まれることになるということ。

○委員

17条の「地域社会を担う」は「次世代の育成」という言葉にかかってくるが、ここの部分の説明をお願いしたい。地域社会を担うのが次世代の人たちだけのように感じる。

●事務局

「地域活動を担う人材の発掘」の部分は、現在、地域活動を担っている人

たち以外の新たな人材を発掘していくという意味合いがある。また、「次世代の育成」については、「地域活動」に限らない幅広い意味合いがあるので、そういったことを含め「地域社会を担う」という表現を加えている。

○会長

これから地域社会を担うという意味合いか。

○委員

これまで「次世代の育成」に関しては、青少年の健全育成という意味合いで捉えていたので、「地域社会を担う」という言葉は少し重たい感じがした。解説をみると「地域社会を担う次世代の育成」となっているが、この部分に関してはこれまでの議論では見落としていたのだと思う。

○委員

この資料2は今日初めて目にするもので、できれば事前に配布してもらい目を通しておきたかった。

●事務局

資料を事前に配布できなかつたことはお詫びする。ただ、今回の修正でこれまで審議してきた条例の趣旨が大きく変わるものではない。今回この場でだされた意見は、この条例を議案として提出する前に開催される条例審査会において再度、検討を行いたいと考えている。

○委員

「地域社会を担う次世代」という言葉はPTAでもよく使用するが、この条文でこの言葉は違和感がある。

○会長

従前の文書に戻して、解説で「これからの地域社会を担う次世代の育成を行う」という説明にする。または、条文を「これからの地域社会を担う」に修正して、未来のことを述べているとするなど方法はいくつかあると思う。こうした修正はこれから可能か。

●事務局

修正は可能。

○委員

最近、子どもたちに対するプレリーダー養成講座が実施されている。また、小中学校のカリキュラムにまちづくりに関する授業が位置づけられている。そうした昨今の流れにおいて、地域社会を担う次世代として子どもたちがまちづくりの取組を行うことによって、将来、地域社会に帰ってくるという意味合いに自分は解釈した。「次世代の育成」だけでは社会教育になってしまうので、そういった意味で「地域社会を担う」という言葉を補足しているのだと思う。

○会長

市でそういった議論があったのか。

●事務局

この条例は協働のまちづくりを推進するための条例であることから、「次世代の育成」という言葉の前に「地域社会を担う」という言葉を入れることによって、絞り込んだ意味となるようにしている。なお、委員の皆さんの意見が次世代の育成は重要なので、広く捉えたほうがよいということであれば、従前の表現のままでも差し支えないと考える。

○会長

先の〇〇委員の意見は、元の文書に戻した場合、「地域活動を担う」という言葉が「人材の発掘」と「次世代の育成」にかかることになり、そういった意味合いでもよいのではないかということだと思うがどうか。

○委員

前の資料にある説明をもう一度読んでみて、事務局の説明は理解できた。ただ、地域に子どもが少なくなっている状況もあり、校区まちづくり協議会が地域の活性化を図るために、地域社会を担う次世代をどのようにして育成していくのかと考えたときに、重い課題であると感じたため意見を述べさせていただいた。ただ、一步踏み込んでそこまでしなければ地域が活性化しないということだと思うので、「地域社会を担う」という言葉を入れたほうがよいと思った。

○委員

「地域社会を担う」という言葉はなくても意味は通じるが、パブリックコメントに条文をわかりやすい表現にしてもらいたいという意見も出されており、「次世代の育成」の前に「地域社会を担う」という言葉を入れておいたほうがよいと思う。

○委員

地域社会を担う次世代を育成することがどういうことなのか、解説に説明を加えれば理解が図られると思う。

○会長

〇〇委員はどう思うか。

○委員

今、他の委員の皆さんの議論を聞いて理解することができたので、解説に詳しく説明を加えたほうがよいと思う。

○委員

校区まちづくり協議会は広い意味での次世代育成を行っているので、この条例ではなぜ地域社会を担う次世代の育成に限定しているのか説明を加える必要があるように思う。

○会長

校区まちづくり協議会の人たちがこの条例を見たときに誤解が生じるのではないかということか。

○委員

この条例において限定的に次世代の育成を捉えていることは理解できるが、その理由は都度説明が求められることになるのではないかと思う。

○会長

先ほど〇〇委員の発言にもあったように、これだけ地域コミュニティが衰退してきているので、そこに焦点をあわせて取り組むという意思表示をしたということもいえると思う。

○委員

これは協働のまちづくりの推進のための条例なので、そこに特化したことを書いていてもなんら問題はないと思う。むしろ「地域社会を担う」という言葉が入ったことで、次世代の育成に関する課題が明確になったと思う。

○会長

意見がまとまってきたと思うが、〇〇委員はこういったことで理解されたか。

○委員

この条文に関しては以前も議論したところだったので、その部分が修正になったということで、他の委員の皆さんが違和感がないかと思い意見を述べさせてもらった。今回の修正で委員の皆さんの共通理解が得られているのであれば特に問題ないと思う。

○会長

では、17条は修正案でいくことにしたい。

○委員

今日、ここで話を聞くまで校区まちづくり協議会に対する自分の認識は違っていた。文書表現だけでは限界があるので、図やイラストを使用して視覚的に地域コミュニティや校区まちづくり協議会への理解が進むようにしていただきたい。

○会長

では、条例案についてはここまでとしたい。次に、(3) 答申案についてに移りたい。

(3) 答申案について (資料3)の説明)

○会長

答申書案について何か意見はないか。

○委員

付帯意見の2の表現は産業革命遺産だけが大牟田市の貴重な財産であるように聞こえるが、大牟田市には他にも色々な地域資源があると思うので違和感がある。

○会長

ここの表現を削除したほうがよいということか。

○委員

他にも地域資源があるが、さらに産業革命遺産が世界遺産に登録されたという言い回しできないかということ。

○委員

世界遺産に登録されたから誇りに思うのではなく、元々そういう価値を持ったこのまちが世界的に認められたということだと思う。

●事務局

それでは、「本市には、様々な魅力ある地域資源あり、全ての市民が誇るべき貴重な財産があります。加えて、先日、三池炭鉱関連施設を含む「明治日本の産業革命遺産」がユネスコの世界文化遺産へ登録されたところであります。」という文案ではいかがか。

○会長

この文案に意見はないか。それではここはこの文案に修正することとしたい。

3 その他

・審議会への市民協働部長からのお礼及び市長答申のスケジュールについて説明

4 閉 会